

青森県報

第二千三百十六号

平成十六年
四月十九日
(月曜日)

目次

告 示

公 告

出 先 機 関

基本測量の終了.....	(監 理 課) 一
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	(医 療 薬 務 課) 一
出先機関	
土地改良事業の工事の完了.....	(農 林 中 南 地 方 事 務 所) 二
土地改良区の清算人の退任.....	(農 林 水 産 地 方 事 務 所) 三
教育委員会	
県文化財の指定.....	(文 化 課 財) 四
公安委員会	
技能検定員等の審査の実施.....	(運 転 免 許 課) 四
労働委員会	
あつせん員候補者の氏名等.....	(事 務 局) 五

告 示

公 告

青森県告示第二百九十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
- 基本測量(二万分の一数値地形図ファイル作成作業)
- 二 作業期間
- 平成十五年六月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域
- 青森市

公 告

告 示

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
- オーダリングシステム(平成十一年三月稼働分)の電子計算機等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県立中央病院企画情報課
- 青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
- 随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
エヌイーシーリース株式会社東北支店
宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一
- 六 契約金額
三千八百二十七百六十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もりした者を契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十六年四月十九日

中南方農林水産事務所長 喜多山 秀美

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
坂元地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備事業）	弘前市	平成一六・三・三一
弘前北部地区農村総合整備事業（農道整備事業）	〃	〃
水施設整備事業（農業用排水）	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十四年災農地災害復旧事業
二五・七	二五・六	二五・五	二五・四	二五・三	二五・二	二五・一	一六・二二	一六・一一	一六・一〇	一六・七	一六・六	一六・五	一六・四	一六・三	一六・二	一六・一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	平賀町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五・五三	一五・五〇	一五・四〇	一五・三三	一五・六〇	一五・五三	一五・五〇	一六・一三〇	一五・二・一	一五・七・四	一五・七・二	一五・一〇・六	一五・七・三	一五・八・四	一五・二・一	一五・一〇・四	一五・八・六

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業	"	"	"
二五・一一一	二五・一一〇	二五・一〇九	二五・一〇八	二五・一〇七	二五・一〇六	二五・一〇五	二五・一〇四	二五・一〇三	二五・一〇二	二五・一〇一	二五・一〇一	二五・一〇〇	二五・九	二五・八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一五・五・三	一五・五・三〇	一五・六・三〇	一五・五・三	"	一六・三・九	一五・五・三	一六・三・九	一五・五・三	一五・五・三〇	一五・五・三〇	一五・五・三	"	"

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した五戸台地土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第一項において準用する同法第十

八条第十七項の規定により公告する。

平成十六年四月十九日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修

氏 名	住 所	退任の年月日
高宮 一雄	三戸郡倉石村大字又重字前平二二三	平成一六・三・三〇
谷地村 邦雄	新郷村大字西越字大谷地八六	"
豊田 忠男	五戸町大字浅水字豊川窪四〇	"
鈴木 享悦	字浅水二二七	"
佐藤 昭雄	新郷村大字西越字堂ヶ沢二	"
福田 一男	大字戸来字上後藤五〇の一八	"
田守 誠	倉石村大字中市新山平一〇の三	"
久保 正明	大字石沢字雨原平二四の二三	"
三浦 正名	五戸町字上新井田九の二	"
久保 晴一	倉石村大字石沢字石沢三二の一	"
細川 潤八郎	新郷村大字戸来字金ヶ沢尻一六の三	"

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第三号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県史跡に指定する。

平成十六年四月十九日

青森県教育委員会

種別	名称	所在地	所有者
県史跡	平館台場跡	東津軽郡平館村大字平館字田の沢六八番地三、六九番地一、七〇番地、七一番地一、二一九番地	平館村 青森県

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十四号

平成十六年度技能検定員等の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二十条及び第十條第二項の規定により告示する。

平成十六年四月十九日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

一 審査の種類、日時、場所及び項目

審査の種類	審査日時	審査場所	審査項目
教習指導員（普通） 技能検定員（普通）	平成十六年五月二十四日から同月二十八日までの午前八時三十分から午後五時	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する知識・技能 技能検定に関する知識・技能

技能検定員（普通）	教習指導員（普通）	技能検定員（大型） （牽引）	教習指導員（大型） （牽引）
一 平成十六年五月二十日午前八時三十分から午後五時	一 平成十六年五月二十日午前八時三十分から午後五時	一 平成十六年五月二十日午前八時三十分から午後五時	一 平成十六年五月二十日午前八時三十分から午後五時
二 平成十六年五月二十一日午前八時三十分から午後五時	二 平成十六年五月二十一日午前八時三十分から午後五時	二 平成十六年五月二十一日午前八時三十分から午後五時	二 平成十六年五月二十一日午前八時三十分から午後五時
三 平成十六年五月二十二日午前八時三十分から午後五時	三 平成十六年五月二十二日午前八時三十分から午後五時	三 平成十六年五月二十二日午前八時三十分から午後五時	三 平成十六年五月二十二日午前八時三十分から午後五時
四 平成十六年五月二十三日午前八時三十分から午後五時	四 平成十六年五月二十三日午前八時三十分から午後五時	四 平成十六年五月二十三日午前八時三十分から午後五時	四 平成十六年五月二十三日午前八時三十分から午後五時
右	右	右	右
同	同	同	同
技能検定に関する知識・技能	教習に関する知識・技能	技能検定に関する知識・技能	教習に関する知識・技能

<p>教習指導員 (大型) (普通) (一種)</p> <p>技能検定員 (大型) (普通) (一種)</p>	<p>教習指導員 (大自二) 技能検定員 (大自二)</p>	
<p>一 平成十六年六月十四日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p> <p>二 平成十六年七月九日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p> <p>三 平成十六年八月三日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p> <p>四 平成十六年八月十日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p>	<p>一 平成十五年六月八日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p> <p>二 平成十六年八月六日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p> <p>三 平成十七年三月九日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p>	<p>三 平成十六年九月十七日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p> <p>四 平成十六年九月二十四日午前八時三十分から午後五時三十分まで</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	
<p>教習に関する知識・技能</p>	<p>教習に関する知識・技能</p>	<p>教習に関する知識・技能</p>

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

(一) 各審査日の一か月前から審査当日まで

(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚をちよう付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ該当各号に該当することを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

三 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

四 その他

1 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七・七八二・〇〇七二)に問い合わせること。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十六年四月十九日

青森県地方労働委員会会長 高橋 牧 夫

氏名	生年月日	住 所	職 業
野呂 新一	昭和 三・三六	南津軽郡藤崎町西豊田二丁目五の六	青森県地方労働委員会事務局長
北村真夕美	昭和 三・二〇	青森市長島三丁目二の四	青森県地方労働委員会委員 長(株)青森経営研究所代表取締役社長
扇田 實	昭和 九・八六	青森市幸畑一丁目五の一一	青森県地方労働委員会専務理事 (株)青森県経営者協会専務理事
笹森 悦郎	昭和 二・九一	青森市沖館五丁目六の一八	青森県地方労働委員会委員 クヤパンツアーシステムみちのく(株)監査役
村田 剛一	昭和 二〇・八七	八戸市旭ヶ丘二丁目二の二六	青森県地方労働委員会委員 三ツ和食品(株)取締役副社長
竹田 良三	昭和 八・二三	弘前市大字下白銀町一五の四一	青森県地方労働委員会委員 (株)青森県経営者協会弘前支部専務理事
上野パティ	昭和 三・二六	八戸市下長五丁目三の二七の二の四	青森県地方労働委員会委員 UIセンセン同業オーグナルデー ユニオン中央執行副書記長
一戸富美雄	昭和 三・七〇	青森市桜川九丁目八の二五	青森県地方労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
外崎 祐一	昭和 三・九六	弘前市大字取上二丁目一三の一三	青森県地方労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青 森県支部執行委員長
栗本 章吉	昭和 二・二六	八戸市旭ヶ丘五丁目一の一三五	青森県地方労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青 森県本部副委員長
佐々木範夫	昭和 二〇・三・五	青森市富田五丁目三の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会副会長
今 喜典	昭和 二四・一・三	青森市緑二丁目一七の四	青森県地方労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
赤城 国臣	昭和 二〇・八・二四	弘前市大字学園町一の一 公宿三二の四の二一	青森県地方労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
成田 宏子	昭和 二・三・三	青森市浪打二丁目三の四	青森県地方労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校 事務長
石田 恒久	昭和 二四・四・一	青森市長島二丁目二三の一	青森県地方労働委員会委員 弁護士
高橋 牧夫	昭和 八・一〇・三	八戸市根城六丁目一七の一九	青森県地方労働委員会委員 弁護士

中津 克己	昭和 二〇・三・六	青森市大字駒込字堂沢四八の一五五	青森県地方労働委員会事務局次 長
齊藤 喜丈	昭和 三・二・五	青森市大字浦町字奥野三四六の二二	青森県地方労働委員会事務局審 査調整課長

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭